

一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月26日

岡山市水道事業管理者
栗原 諭

1 入札に付する事項

1 業務名	工業用水道事業自動検針ネットワーク構築及び運用保守業務委託
2 履行場所	仕様書のとおり
3 履行期間	契約の日から令和17年3月31日まで ただし、構築業務は令和9年3月31日まで
4 支払条件	令和8年度は、構築費用、運用保守費用ともに一括払い 令和9年度以降は、運用保守費用を毎月払い （詳細は、仕様書のとおり）
5 入札保証金	「一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）3のとおり
6 契約保証	契約保証金 詳細は共通事項10のとおり
7 委託内容	仕様書のとおり

2 入札等の手続きに関する事項

1 公告期間及び公告方法	公告日から開札日まで岡山市水道局ホームページ／入札・契約情報（以下「入札・契約ホームページ」という。）に掲載する。
2 設計図書取得期間及び取得場所	公告日から開札日まで入札・契約ホームページに掲載しているので、ダウンロードし、取得すること。
3 設計図書等質問受付期間	公告日から 令和8年3月30日（月）午後4時まで
4 設計図書等質問方法	質問は電子メール又はファクシミリの方法でのみ受け付ける。
5 設計図書等質問提出先	岡山市水道局総務部管財課契約係 Eメールアドレス keiyaku@water.okayama.okayama.jp FAX 086-221-8473 ※質問送付の後、電話で到着の確認を行うこと。
6 設計図書等回答掲載期間	令和8年4月1日（水）午後4時から開札日まで
7 設計図書回答掲載場所	入札・契約ホームページに掲載する。
8 入札方法	共通事項2及び4のとおり 管財課において交付された入札書郵送用指定封筒（以下「指定封筒」という。）を用いて、岡山大学町郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便での郵送により受け付けるので、質問回答を確認した後に郵送すること。ただし、岡山大学町郵便局に期限内必着のこ

	と。 ※一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札は無効 指定封筒は管財課契約係で交付する。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、必要な切手を貼り、送付希望先を記入した封筒を 「〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号 岡山市水道局総務部管財課契約係」まで送付すること。
9 入札書受付期間	令和8年4月1日（水）から 令和8年4月7日（火）まで（ 岡山大学町郵便局必着 ）
10 開札日時及び場所	令和8年4月8日（水）午後1時30分 岡山市水道局（本局）2階入札室
11 参加資格確認申請書類提出方法	開札の結果、共通事項4（9）により参加資格の有無の確認を行う対象者になった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を <u>岡山市水道局総務部管財課契約係へ持参する方法</u> により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。 ※受付は窓口受付のみとし、それ以外の方法では受け付けない。 なお、窓口では申請書等の内容確認は一切行わない。
12 参加資格確認申請書類	（1）一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） （2）指名停止等措置状況調書（様式第2号） （3）業務実績証明書（様式第3号）又は契約書の写し <u>申請書等は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>
13 参加資格確認申請書類受付期限	令和8年4月10日（金）午後5時15分まで （岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札参加資格共通事項	共通事項1のとおり
2 登録部門	役務
3 登録区分	業種「電算」、業種細区分「システム開発・運用・保守」又は業種「保守・点検・管理」、業種細区分「電気設備」若しくは「通信設備」に登載されていること。
4 市内外業者区分	市内業者、市内扱い業者、準市内業者又は市外業者
5 実績について	平成28年4月1日以降に、地方公共団体又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2に基づき設立された一部事務組合が発注する水道事業又は工業用水道事業の口径50ミリメートル以上のメーターを対象とした自動検針ネットワーク構築業務を元請で履行した実績があること。
6 その他の条件	なし

一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令第167条の4及び岡山市水道局契約規程（平成2年市水道局管理規程第13号。以下「契約規程」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。また、岡山市水道局指名停止基準に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (3) 岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和62年市水道局管理規程第2号）第2条第1項第4号の規定に該当しないこと。

2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札書の郵送については水道局総務部管財課において交付された指定封筒を用いること。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、送付希望先を記入した返信用封筒に必要な切手を貼り管財課まで送付すること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
単価契約の場合、契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）を入札書に記入することとし、1円未満の端数金額の入札書への記載を可（ただし小数第3位まで）とする。落札決定に当たっては、次の計算式により予定総金額を算出する。
$$\text{入札書記載の単価} \times \text{予定数量} \times 1.10$$

（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- (3) 入札書に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に封入し、指定する郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送することとする。この場合において、入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載すること。
- (4) 指定封筒には、必要事項を記入すること。
- (5) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

3 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の額は見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額）の100分の5以上の額とする。
単価契約の場合、契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上の額とする。
- (2) 以下の場合には、入札保証金を免除する。
 - ① この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿に登録されており、開札日の前日から過去3年の間に、当局との間で締結した契約を履行しないこと又は当局から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - ② 入札保証保険契約を締結したとき
- (3) 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は水道事業管理者（以下「管理者」という。）が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。
- (4) 入札保証金の納入は、管財課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までには領収書を管財課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までには金融機関等の保証を管財課へ提出すること。入札保証保険契約

を締結した場合も同様とする。)

4 入札方法等に関する事項

- (1) 岡山市水道局委託等一般競争入札実施要綱第8条に規定する郵便入札以外は認めない。
- (2) 入札回数は1回とする。ただし、入札が不調となったときは、直ちに再公告する場合がある。
- (3) 入札の開札は、公告に定めた開札日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない当局職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- (5) 開札前に入札参加者がいないときは、入札は中止するものとする。
- (6) 開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)~(13)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (7) 上記(6)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (8) 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 上記(8)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を確認対象者とする。
- (10) 上記(9)に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
 - ① 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は有資格者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。
 - ② 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を確認対象者とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。
- (11) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止し、延期し、又は落札決定を保留することがある。
- (12) 当局は入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (13) 入札に際して、契約規程の規定を遵守すること。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (8) 入札書が到着期限までに到着していない入札
- (9) 指定封筒記載の業務名又は差出人名と同封された入札書の業務名又は入札者名が相違する入札
- (10) 指定封筒に業務名又は差出人名が記載されていない入札

- (11) 1 通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (12) 明らかに不正によると認められる入札
- (13) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札

6 入札の失格に関する事項

下記 7 に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 管理者が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 管理者が指定する方法以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 管理者は、確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、6 のいずれかに該当することが確認された場合はこの限りではない。
- (2) 管理者は、上記(1)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第 2 順位の入札書を提出した者（以下「第 2 順位者」という。）から申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 管理者は、上記(2)により参加資格の確認を行った結果、第 2 順位者の参加資格がないと認めたときは、第 3 順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(2)又は(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(1)を準用する（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の 2 日後（休日を除く。）の午後 5 時 15 分までとする。）。
- (5) 管理者は、参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 管理者は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 管理者は、上記(1)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

管理者は、上記 7 の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該入札において、必要があると認めるときは、履行確保の調査を実施し、資格確認者を落札者とするか否かを決定することができるものとする。

なお、落札者は、管理者が必要と認める場合を除き、落札者として決定された日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 管理者は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 契約保証金について

- (1) 契約金額（単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の100分の10以上の額とする。
- (2) 契約保証金の保証の方法は次の①～③のいずれかによること。提出書類は契約書の作成期日の午後3時まで提出すること。

保証の方法	提出書類
① 契約保証金の納付（納入通知書は管財課で作成する。必ずあらかじめ管財課に連絡すること。）	契約保証金に係る領収書及びその写し
② 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は管理者が確実に認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
③ 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券

11 その他

- (1) 一方の会社の代表者が、他方の会社の代表者を現に兼ねている場合は、兼ねている会社のうち1社のみが参加できる。
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に定める有限責任事業組合その他これらに類する組合（以下「組合」という。）と、当該組合の組合員又は当該組合の組合員が加入する他の組合は、同一の競争入札に参加することができないものとする。
- (3) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市水道局ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市水道局ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規程及び岡山市水道局委託等一般競争入札実施要綱に定めるところによる。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

岡山市水道局総務部管財課契約係

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号

電話：086-234-5917（直通）

局ホームページ：URL <https://www.water.okayama.jp/jigyosha/keiyaku>

様式第1号

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者
水道局長 栗原 諭 様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

下記委託契約に係る一般競争入札の落札候補者となりましたので、関係書類を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者ではありません。また、この申請書の記載内容と添付書類については事実と相違なく、証明書等の添付書類について交付日以後内容に変更がないことを誓約します。

記

- 入札年月日 令和8年4月8日
- 委託契約等の名称 工業用水道事業自動検針ネットワーク構築及び運用保守業務委託

令和 年 月 日

指名停止等措置状況調書

(商号又は名称)

岡山市水道局以外の公共機関から指名停止, 指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない・措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
---	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公共機関名	
措置期間	
措置理由	
その他	

(注) この調書は, 今回発注委託業務の一般競争入札参加資格確認申請時に提出するとともに, その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは, 速やかに必要事項を記載して再提出してください。

業 務 実 績 証 明 書

令和 年 月 日

様

申 請 者
所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

当社（ ）は、岡山市水道局発注の一般競争入札参加資格確認申請に必要なため、下記のとおり元請履行したことを証明願います。

業 務 名	
発 注 者	
受 注 者	
業 務 場 所	
契 約 金 額	円
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
業 務 概 要	口径50ミリメートル以上のメーターを対象とした自動検針ネットワーク構築業務を元請で履行。

上記の実績のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

入札

書

見積

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

消費税は含まれておりません。

ただし 件名 工業用水道事業自動検針ネットワーク構築及び運用保守業務委託
場所 仕様書のとおり

岡山市水道局契約規程及び関係書類（設計書，仕様書及び図面）並びに現場等熟知承諾のうえ上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

住所
氏名

印

くじ用数字		